

令和7年度 信用保証料助成事業 交付要綱

令和7年3月27日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、青森県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、青森県の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした青森県が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、青森県の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける青森県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）融資、または「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等をいう。
- (3) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。
- (4) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業期間は、令和7年2月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるに当たり、信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その金額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、令和8年2月末日まで20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

- 第5条 (1) 会員事業者が、信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）を協会に申請することができる。
- (2) 前項の申請は、別紙様式1「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」及び「セーフティネット保証に係る認定書」（セーフティネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。
- (3) 助成金の交付申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は令和8年2月末日とする。

(助成金の交付)

- 第6条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、条件に適合すると認めた場合は、助成金を交付する。ただし第3条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返納)

第7条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

- 第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。